

議案第 99 号

権利の放棄について

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 9 日

山都町長 梅田 穰

- 1 放棄する権利 水道料金債権（延滞金及び督促手数料含む。）
- 2 債務者 債務者 D（住所：福島県田村郡）
- 3 放棄する債権の額 17,197 円
- 4 放棄の理由 水道料金の納付が滞ったため督促を行ったが連絡が取れず、債務者に住宅を貸与している家主に対して債務者に係る情報の提供を求めたところ、債務者は既に退去した後であり、その後の連絡も不能であった。また、本籍も不明なため財産の存否についても明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 173 条第 1 号に規定する 2 年間の消滅時効期間が既に経過しているため。

(提案理由)

本町が保有する債権（支払請求権）を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。